

防府市告示第五十三号の三

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり市道の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年四月十九日から十五日間、防府市土木都市建設部道路課において一般の縦覧に供する。

令和五年四月十九日

防府市長
池田 豊

整理番号	路	線	名	区	間	供用開始の日
〇二―〇三六	吉敷	片山	二号線	大字下右田字沼六三四番一地从先から 大字下右田字堅田地六一七番一地从先まで	令和五年四月十九日	
〇二―〇四七	中塚	塚原	線	大字高井字伊杭五二五番一地从先から 大字下右田字国木三九〇番四地从先まで	令和五年四月十九日	
〇二―〇六一	沖高井	日ノ本	線	大字高井字鳶河内六六番一三地从先から 大字高井字鳶河内七〇番七地从先まで	令和五年四月十九日	
〇四―一一一	伊佐	江九	号線	大字伊佐江字西慶田二二五番三九地从先から 大字伊佐江字西慶田二二五番四三地从先まで	令和五年四月十九日	
〇五―〇七六	卸団	地一	号線	大字浜方字中浜二七二番一三地从先から 大字浜方字中浜二七二番二二地从先まで	令和五年四月十九日	
〇六―一一二	開出	六号	線	開出二二〇九番七地从先から 開出二二一〇番七地从先まで	令和五年四月十九日	
〇八―一〇〇	上地	上新前町	線	大字田島字上地一筋第二 七九七番一地从先から 大字田島字上地一筋第四 八一六番一七地从先まで	令和五年四月十九日	
一〇―〇四六	東勝	間一	号線	勝間二丁目五五一番一地从先から 勝間二丁目五〇四番地先まで	令和五年四月十九日	
一二―〇〇七	沖今宿	坂本	線	牟礼今宿一丁目三三〇七番六地从先から 牟礼今宿二丁目三二九六番六地从先まで	令和五年四月十九日	